

神林村判決に思う

小森 龍邦

神林村の裁判闘争は、われわれの側の全面的勝利となった。新編地裁の判決である。歴史的、社会的に差別されつつけてきた「同和地区」を、「地区指定」していないという理由で、「同和」行政の枠からははずそうとするたくらみを追及した訴訟であった。

判決は、事業をやることをサボり、その上、運動の高揚を抑えようとする神林村当局の意図を、みごとに暴露してみせた。そして、「同和」地区なるものの存在は、行政の恣意的な設定に

よって成り立つものではなく、客観的事実そのものであると喝破した。

「地対財特法」が「未指定地区」を切り捨てていることは、全国の関係者の怒りをかっているところだ。

地対協路線を行く反動派は、「法打ち切り」を策し、思いを逸げることができずに、「未指定地区」にケチをつけることを思いついた。まことにおかしな話だ。これまでまったく手を付けていない「同和」地区について、政策的に除外するといふのだから。

「同和審査会」は、被差別部落の現状を「原始社会の粗野と文明社会の悲惨」を兼ね備えたものと分析している。

「同和対策事業特別措置法」が施行され、「地域改善対策特別措置法」がつづき、今日まで二十年近くの歳月が流れた。

しかし、その間、何一つとして行政施策が行われていない地区が、いわゆる「未指定地区」である。何れともあれ、この「未指定地区」こそ、行政の対象としなければならないとする良心が、地対協路線に走っている反動派の連中には、ないのであろうか。この人たちの考えは、このへんで「同和」行政を打ち切りたいとする一念である。そのためには、「政府はやるべきこと

— 64 —

とはやっだ」「運動団体が新しい差別の要因を作り出している」「糾弾をやるから差別が発生する」という理屈をつける以外にない。

地対協路線を行く連中は、こんな理屈でこまかそうとしているのである。「部落責任論」「部落更生論」なるものは、地対協のたくらみを、多少、理論がましく述べたまでのものである。

地対協が、日共差別キャンペーンの論理を借用していることは明らかである。よく考えてみると、借用というより、わが国の支配階級が、セクト主義の強い日共を泳がせたということになる。

どうしても、日共差別キャンペーンだけでは、部落解放運動を破壊することができないと見てとり、いよいよ政

府みすからが、前面に出たというところであらう。

しかし、戦後の民主主義と人権の闘いは、この程度でくずれさるようなものではない。「法打ち切り」策動も撃退し、ともかくも「地対財特法」を制定させることとなった。心ならずも制定する法律である。可能なかぎり、ケチをつけようとする。この反動派の画策が「未指定地区」の切り捨てということになった。

ざっと言つて、このようなコースによつて、今日の事態が出現したのである。

ところで、「部落責任論」「部落更生論」なるものは、地対協路線の者たちだけが叫んだのでは響きが薄い。できれば、部落解放運動の闘いの者が言

ってこればと願っていたであらう。昨年の春さきから、そんな理論が出始めた。法務省人権擁護局の井口総務課長あたりは、公然とこれを口にして喜んでいる。「朝日」の高木正幸は、わざわざこれを記事にまでしている。

「糾弾」は、みずから闘う者の論理である。人類普遍の原理である人間の自由と平等を追求していく、闘いの原理である。

運動周辺から、この闘いのあり方について、批判がましいことを主張したすと、権力が喜ぶのは当然だ。

こんなとき、権力の一部に裁判所から、神林村の差別行政を不当とする判決を闘いにつたのだから、歴史は、まさにジグザクなコースをたどるものである。

— 65 —

資料 新潟県神林村差別行政糾弾裁判判決

一月二十六日、神林村差別行政糾弾裁判で、新潟地裁民事一部がおこなった判決を全文取載する。(編集部)

昭和五十九年(行)第二号

判決

違法確認請求事件につき、当裁判所は昭和六十二年一月二十七日に終結した口頭弁論に基づいて次のとおり判決する。

主 文

- 一 被告が昭和五十九年一月二〇日に原告らからの新潟県同和地区中小企業振興資金借入あつせん申込みに対してした不受理処分をいづれも取り消す。
- 二 訴訟費用は被告の負担とする。

第二主張

- 一 請求の趣旨に対する答弁
- 二 原告らの請求をいづれも棄却する。
- 三 訴訟費用は原告らの負担とする。

新潟県岩船郡神林村大字平林二〇一〇
原 告 小池 健志
同 告 倉嶋正二郎
右兩名訴訟代理人弁護士
中山 武敏
近藤 正道

同県同郡同村大字小口川二一一
被告 神林村村長 佐藤 末吉
右訴訟代理人弁護士 石田 浩輔
右指定代理人 竹内源之助
同 鈴木 忠雄
同 忠 栄三

右当事者間の新潟県同和地区中小企業振興資金借入あつせん申込みに関する不作為

事 実

第一 申立て

一 請求の趣旨
主文と同旨の判決を求める。

号。以下「地対法」という。)が施行された後も、これに基づく地域改善対策事業の一環として、中小企業に係る融資事業を実施するため、要綱を存続させている。その内容は別紙に記載のとおりである。

- 2 原告らは、一般に「湯の沢」と呼ばれる地区(以下「湯の沢地区」という。)に居住し、現に社会的身分差別を受けている中小企業者であつて、原告小池は建築業を、同倉嶋は建築業をそれぞれ同地区において営んでいる。湯の沢地区は同和地区、即ち「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」(同対法・地対法各一条にいう「対象地域」)であり、原告らは要綱がその第2項に定める融資対象者としての要件をすべて満たしている。
- 3 原告らは昭和五十九年二月二〇日、要綱の定める手続に従い、新潟県知事から申込みの受理等の権限の委任を受けている被告に対し、新潟県知事宛の融資あつせん申込書・保証申込書その他の必要書類を提出して融資あつせんの申込みをし

た(これを以下「本件申込み」という。)

- 4 ところが被告は、湯の沢地区が要綱にいう「同和地区」ではないとの理由からこれを不受理処分(以下「本件不受理処分」という。)とした。
- 5 よつて、原告らは被告に対し、本件不受理処分の取消しを求める。

二 請求の原因に対する認否

- 1 請求の原因1、3、4の各事実を認めらる。
- 2 同2の事実のうち、原告らが湯の沢地区に居住し、主張の各職業を営んでいることは認めるが、湯の沢地区は要綱に定める同和地区ではないから、原告らは要綱第2項にいう融資対象者ではない。
- 三 被告の主張

- 1 湯の沢地区がいわゆる同和地区であることは争われないが、要綱にいう「同和地区」ではなく、原告らには本件申込みの資格がない。理由は以下のとおりである。
- 2 要綱にいう「同和地区」とは、同和地

区、即ち当該地方において一般に同和地区であると考えられている地区そのものを指すのではなく、対象地域(同対法・地対法各一条)、即ち「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」を意味する。

3 ところで国は、対象地域を把握するため、次のような方法で全国同和地区調査を実施していた。

- (一) 国(総理府(ないし総務庁)及び関係各府庁)は同対法に基づく同和対策事業を、また地対法施行後はこれに基づく地域改善対策事業(以下、両者を併せて「対策事業」という。)を実施するため、都道府県知事を通じて、市町村長に対して地域の実態等の調査を委託する。
- (二) 市町村長はこれに応じて、都道府県知事を通じて、国に対して調査資料と対策事業計画を提出する。
- (三) 国はこれによつて、「三地域を把握し、対策事業を実施」する(市長村長が右調査資料と対策事業計画を提出することを「地区指定」「請」といい、国

がこのようにして該当地域を把握することを「地区指定」という。

国は昭和四十六年六月一日及び昭和五〇年六月一日をそれぞれ基準日として右調査を実施し、その後も随時補充していた。

4 要綱は対策事業を実施するため制定されたものであるから、そこにいう「同和地区」とは対象地域を意味し、したがって地区指定のされていることが「同和地区」として扱われるための要件であると解される。そこで新潟県は、要綱にいう「同和地区」を「国が昭和五〇年六月一日を基準日として実施した全国同和地区調査及びその後の補充調査により該当地域として把握されている地区」を意味するものとしてその運用にあたっている。

5 ところが、湯の沢地区は右の地区指定を受けていない。したがって右地区は要綱にいう「同和地区」に該当せず、原告らには融資対象者としての要件が欠けることが明らかである。なお湯の沢地区について地区指定の申請がされていないのは、地区指定されることにつき地域住民

の反対があるからである。

6 仮に、被告が本件申込みを受理して県知事に推薦すべきものであるとしても、県側では本件の申請は申請資格のない者からされた申請としてこれを却下すると言っているのであるから、結局本件の申請は却下されるべき運命のものであり、よって本件不受理処分を取り消すまでの実益はない。

四 被告の主張に対する認否及び原告らの反論

1 被告の主張1、2は争う。「いわゆる同和地区」、「要綱にいう同和地区」、「対象地域」及び「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」はすべて同義語である。

2 同3は認める。

3 同4は争う。

4 同5のうち湯の沢地区が昭和四十六年以降の全国同和地区調査による地区指定を受けていないことは認めるが、その余は争う。

5 同6の主張は争う。

6 要綱にいう「同和地区」とは文字どおり同和地区を指すのであって、地区指定を受けていることが要綱の適用を受けるための要件であると解すべきではない。ある地区について地区指定がされた場合、当該地区は同和地区として把握されたことになるからそこが同和地区であることを証明しなくても対策事業を受けることができるけれども、地区指定にそれ以上の意味はないのであって、地区指定がされていなくても当該地区が「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」であることが確認されるなら、当該地区に対し対策事業が実施されなければならない。仮にそうでないとするが、地区指定がない限りは、たとえそれが市長村長の違法な意図に基づくものであつたとしても対策事業が実施されないという不合理な結果が生ずることになる。ちなみに東京都・神奈川県などの幾つかの地方自治体では、地区指定されていない同和地区に対しても対策事業が実施されている。

7 仮に地区指定されていることが対策事業

業を行うための要件だとしても、神林村は昭和四十二年二月に国の実施した全国同和地区実態調査に対し、「湯の沢地区は同和地区である。」としてその世帯数・人口・職業等につき具体的な数字をあげて報告した。昭和四十二年の実態調査は同和地区の実態調査として最も基礎的なものであり、その後行われた全国同和地区調査のいわば根幹をなすものであるから、昭和四十二年の実態調査に応答すれば、これによつて当該地区は同和地区として把握されたことになり、その後の調査に応答しなくてもその地位に変動はない。したがつて湯の沢地区は既に地区指定がされているものというべきである。

8 仮にそうでないとしても、当該地区が同和地区であると判断される限り、被告は同対法、地対法及び憲法一一條、一四條に基づいて地区指定の申請をすべき法的義務を負っているものであり、申請するかどうか被告の裁量に委ねられているわけではない。被告は湯の沢地区が同和地区であることを熟知しながら、地区指定されると対策事業の実施を余儀なくさ

れること及び地区指定されることが部落解放運動に対し積極的な効用をもたらすことを恐れ、またいわゆる「寝た子を起こすな。」論に基づき、あえて地区指定の申請を怠つていたのであり、自ら違法な動機・目的により地区指定されていない状態を作出しておきながらそれを理由に原告の権利を妨げようとする被告の態度は、著しく信義則に反する。

第三 証拠

記録中の書証目録及び証人等目録の記載を引用する。

理由

一 請求の原因1、3、4の各事実及び同2の事実のうち、原告らが湯の沢地区に居住し、主張の各職業を営んでいることは、いずれも当事者間に争いが無い。

二 要綱が同対法に基づく同和対策事業を実施するため制定され、地対法施行後は

これに基づく地域改善対策事業を実施するため存続していること（請求の原因1）は当事者間に争いが無いから、要綱にいう「同和地区」とは同対法、地対法各一条にいう対象地域、即ち「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」を意味すると解される。ところで、被告の主張（事実欄三）は要するに、湯の沢地区が「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」、即ちいわゆる同和地区であることを明らかに争うものでなく、ただ右地区は地区指定を受けていないので対象地域ではない旨を主張するに過ぎないと解されるから、湯の沢地区が「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」であることは被告において明白なものとみなされる。また、湯の沢地区が「同和地区」であるとの点を除き、原告らが要綱第2項に定める各要件を満たしていることも被告において明らかに争われないからこれについても同様である。

そこで、「歴史的社会的理由により生

活環境等の安定向上が阻害されている地域」であつても地区指定を受けなければ対象地域とはいえない（したがつて要綱にいう「同和地区」ではない）旨の被告の主張の当否を検討する。当裁判所は、右主張は失当として排斥すべきであり、湯の沢地区は要綱にいう「同和地区」に該当すると判断する。その理由は以下のとおりである。

1 要綱・同対法・地対法のいずれにも、地区指定されることがこでいう「同和地区」として扱われるための要件であるとする旨の文言はない。

2 要綱・同対法・地対法は「すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり」（同対法・地対法各一条）解釈されなければならない。かかる観点から見て、およそ「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」にあつて現に要綱の定める要件を満たしている者に対しては当然対策事業が実施されるべきであり、地区指定がされていないとの形式的理由によりその実施を拒否することは明

らかに相当でない。

3 成立に争いのない甲第一五号証（総理府編「同和对策の現況」と題する書籍）、乙第一〇号証（全国同和地区調査の実施について）と題する書面によれば、全国同和地区調査の目的は、同和地区の実態及び地方公共団体の対策事業に関する計画を把握し、今後の対策事業のあり方を検討すると共にその推進を図るための基礎資料を収集することにあるものと認められる。したがつて、対象地域の範囲を確定し、地区指定のされない地域を対象地域から除外することが右調査目的に含まれるとは到底考えられないところである。

4 地区指定（全国同和地区調査）の目的は3で認定の通り対策事業に関する計画の把握、対策事業のあり方の検討及び対策事業の推進等であるところ、対策事業は対象地域に対して行われるものであり、対象地域に対し地区指定がされなければならぬものであるから、地区指定によつて対象地域の概念が規定されるものではない。（対象地域は同対法・地対

法上の用語であるのに対し、地区指定の概念及び用語は同対法・地対法その他の法令上存在しない。）もつとも、対象地域であるか否かの判断が必ずしも容易ではないから、地区指定の有無によつて画一的に処理することに合理性があるとの見解もありうるが、市町村長は当該地域が対象地域であるか否かを容易に判断することができる程度には地域の実態を把握していると考えられるから、右見解は採用できない。要綱において融資あつせん申込みは直接県知事に対してするのではなくて市町村長を経由してなすべきものと定められているのは、かかる考慮に基づくものと思われるし、仮に右判断をすることが市町村長においても困難であるとするれば、地区指定の申請を市町村長に対して求めること自体、困難な作業を強いる結果となるわけである。したがつて、地区指定は、これがあれば対象地区であることが推定され、逆になければ対象地区でないことが推定される程度の意味はあるものの、それ以上の効力があるとは解し難い。

5 被告は、「湯の沢地区について地区指定の申請がされていないのは、地区指定されることにつき地域住民の反対があるからである。」と主張する。地域住民の反対の有無はさておき、仮に地区指定されていることが要綱にいう「同和地区」として扱われるための要件であると解したうえ、地域住民の反対があれば地区指定（の申請）をしないという扱いをすることにすれば、地域住民の意思によつて対策事業を実施するか否かが決定されることになる。しかし、このような運用が合理的であるとは考えられない。なぜなら、地域住民の意思といつても決して単一のものではなく、「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」において現に社会的身分差別を受け、対策事業の実施を求める少数者が存在する場合に、これを求めようとする多数者の意思を優先させて少数者の救済を制度上拒否することは「すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念」（同対法・地対法各一条）に反するからである。

6 成立に争いのない乙第一号証（高木正幸「同和問題と同和団体」と題する書籍）には「政府が同和地区というのは『歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域』（地域改善対策特別措置法）として、いわゆる『対象地域』あるいは『対象地区』として指定され、同和对策事業を行つていくところをいうのである。」と記載されており、また証人藤沢健二は、被告の主張に沿う供述をする。しかし、いずれも自己の結論を述べるのみであつて、そのように解すべき根拠には全く触れていないから、検討の対象としない。

7 その他、地区指定のされていることが要綱にいう「同和地区」として扱われるための要件であると解すべき根拠は、何ら見いだすことができない。

三 被告は、仮に本件申込みを受理、推薦しても、県側はこれを不適法なものとして却下の旨を言明しているから、所詮本件の申請は却下されるべきものとして本件不受理処分も取り消す実益はないと主張するが、右主張も失当である。前記

のとおり被告が要綱に定める申込みの受理等の権限を県知事から委任されていることは当事者間に争いがなければ、被告が受理した申込みを県知事が却下することは許されないものであるだけでなく、仮に被告の推薦を受けた申込みを県知事が却下したとしても、改めてその段階で右却下処分が司法審査の対象になり得るものであつて、いずれにせよ本件不受理処分を取り消すに要綱に定める手続を進めることには十分な法律上の利益が認められるからである。

四 以上の事実及び判断によれば、本件不受理処分について被告の主張するところはいずれも理由がなく、その取消を求める原告らの本訴請求には理由があるからこれを認容し、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法七条、民事訴訟法八九条を適用して、主文のとおり判決する次第である。

新潟地方裁判所第一民事部

裁判長裁判官 吉崎 直彌
裁判官 西野 喜一